契 約 書（案）

契 約 書

福岡県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）を発注者、＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）を受注者とし、令和３年度保険者追加パソコンリース契約に関し、下記契約項目及び後記契約条項のとおり契約を締結する。

記

1	契約件名	令和３年度保険者追加パソコンリース契約
2	契約内容	仕様書のとおり
3	納入期限 （導入・設置期限）	令和３年７月28日
4	リース期間	令和３年７月28日から令和６年３月31日まで
5	契約金額	＊＊＊＊＊円（うち消費税及び地方消費税の額　＊＊＊＊＊円）
6	納入場所	甲が指定する場所
7	契約保証金	免　除

上記の契約について、発注者甲と受注者乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、この契約書の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者（甲、乙）記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　福岡市博多区吉塚本町１３番４７号
福岡県国民健康保険団体連合会
理 事 長　　永 原 譲 二

乙　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

契約条項

（総則）

第１条　　乙は、この契約書及び仕様書に従い、令和3年度保険者追加パソコンリース契約に関する業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

２　前項及び第２条の業務内容の変更、追加により乙が新たに行うこととなった業務については、この契約には含まず甲乙別途契約するものとする。

（業務内容）

第２条　　乙が甲から受託する業務は、仕様書及び甲から提供される資料及び質疑に対する回答に基づき業務を遂行するものとする。

（信義責任）

第３条　　甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠意をもってこの契約を履行するものとする。

（履行期限）

第４条　　乙は、本契約に基づき、履行期限までにリース物件を甲指定の納入場所に納入するものとする。

２　乙は、履行期限までにリース物件を納入することができない事由が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に連絡し、甲乙協議してその処置を定めるものとする。

（リース期間の変更）

第５条　　甲乙双方又はいずれかのやむを得ない事由により、リース期間の変更が必要となった場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（仕様書の変更）

第６条　　甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（実地調査）

第７条　　甲は、この契約書に規定する事項を確認するために、業務の作業に立ち会い、または必要な事項について調査することができる。

（検査及び完了）

第８条　　乙は、物件の納入が完了した場合は、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の提出を受けたときは、その日から７日以内に検査を行うものとする。

３　前項の検査の結果、不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正

を行い、甲の再検査を受けるものとする。この場合において、再検査の期日については、前項を準用する。

（支払金額の支払）

第９条　　乙は、リース物件使用月の翌月１日以降、甲に対し支払金額の支払を請求することができる。

２　　甲は、前項の請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月末までに乙に支払うものとする。

３　甲は、業務の全部又は一部が履行されない場合には、当該不履行部分に相当する額の支払を免れるものとする。

４　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（支払金額）

第１０条　乙が請求する支払金額は、別記「支払一覧表」のとおりとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１１条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額から、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における基準率の割合で計算した額とする。

３　甲の責めに帰すべき事由により、第９条の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき別に財務大臣が定める遅延利息の率（以下「基準率という。」）の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約不適合責任）

第１２条　甲は、第８条第２項に定める検査において、物件に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合、甲は乙に対して乙の費用負担による当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し（以下あわせて「追完」という。）または代金の減額を任意に選択して請求することができる。

２　前項において、甲が追完を請求した場合には、乙は甲が請求した方法と異なる方法により履行することはできない。

３　甲は、乙から契約不適合のある物件を提供されたことにより損害を被った場合は、乙に対してその賠償を請求することができる。

４　第８条第２項に定める検査を終了した後も、検査時において容易に発見できない契

約不適合で、検査終了後１年以内に発見されたものの追完、代金の減額請求及び損害賠償の請求については前三項と同様とする。

（責任の範囲）

第１３条　データなど提供資料の過誤等、甲の責に帰すべき事由による過誤があった場合は、甲はこれを理由として支払金額支払の責は免れないものとする。

２　乙の責に帰すべき事由により過誤があった場合、乙は無償で過誤の訂正を行わなければならないものとする。

（データの管理）

第１４条　乙は、業務にかかわるデータ、プログラム及びその他すべての情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理保管する。

２　乙は、業務にかかるデータを業務以外の用途に使用し若しくは複写及び複製してはならないものとする。

３　乙は、甲から提供された資料は、業務終了後遅滞なくこれを甲に返還するものとする。

４　乙は、使用済みのデータを処分しようとする時は、甲の承諾を得て第三者に供されることのないよう厳重注意を持って処分しなければならないものとする。

（秘密の保持）

第１５条　乙は、業務を行うにあたっては、その業務上知り得た事項につき、秘密を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

２　２　前項の規定は、契約満了又は契約解除後も同様とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第１６条　乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し承継させ又は担保にしてはならないものとする。

（事故発生時における報告義務）

第１７条　乙は業務の処理にあたり、事故が発生し、又は発生の恐れがあるときは、速やかに甲に報告し、その対策を協議しなければならない。

（危険負担）

第１８条　業務に滅失毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

（第三者への委託）

第１９条　乙は、業務の全部または一部を甲の承認なくして、これを再委託してはならないものとする。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。なお、甲の承認により第三者へ委託する場合は、乙は自己の責任において当該第三者に対し、

本契約に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

（所有権の移転）
第２０条　物品の所有権については、リース契約期間終了後に乙から甲へ移転するものとする。

（甲の解除権）
第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責を負わない。
（１）乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
（２）乙が、正当な理由なく本契約を履行しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務の完了の見込みがないと認められるとき。
（３）乙が、契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は支払金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）
第２２条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき、この契約を解除することができる。
２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

（予算の減額又は削除に伴う特約）
第２３条　本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損害が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

（損害経費の負担）
第２４条　業務の処理に関し発生した損害の経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、甲が負担するものとする。

（損害賠償）
第２５条　甲乙双方とも、相手方の契約不履行によって生じた損害については、支払金額の範囲内において賠償を求めることができるものとする。

（反社会勢力の排除）
第２６条　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これ

らを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること

2　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3　甲又は乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

4　甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第１項及び第２項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

5　甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

6　第３項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

7　第３項又は第５項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（管轄裁判所）

第２７条　この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第２８条　この契約の履行について疑義を生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲及び乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。

（別記）

支　払　一　覧　表

パソコン（25台）

年度	リース期間	月数	支払金額（月額税込）
令和３年度	令和３年７月～令和４年３月	9	円
令和４年度	令和４年４月～令和５年３月	12	円
令和５年度	令和５年４月～令和６年３月	12	円

※　消費税及び地方消費税は、令和３年５月１日時点で有効な消費税法及び地方税法上適用される税率（10%）により算出している。